

第3次宗像市都市計画マスタープラン(案)に関する

市民意見提出手続の意見及びその回答

箇所	意 見	対応	回 答
P44	人口の動向などは分かり易く書かれていると感じるが、課題分析にある強みと弱みの「弱み」を「強み」に変える具体策が見えない。 これから対策を考えていくのか、すでにプランが出来上がっているとでは取り組み方、見方が変わってくると思いますが。	原案どおり	都市計画マスタープランでは、長期的視点に立ち、現状における課題を分析したうえで、将来像や土地利用、都市施設の方針を定めています。課題分析で示した「弱み」を克服するための対策やプランについては、まず、計画改定の視点(P48)にて5つの視点を提示しています。また、第3章以降では、土地利用・都市施設・都市環境形成の方針を述べています。 例えば、人口であれば市街化調整区域では「無秩序な土地利用を抑制しつつ、災害リスク等を考慮したうえで、地区計画制度の活用等により、持続可能な地域づくりを目指す。」(P48)こととしており、土地利用の方針として、「地区計画や優良田園住宅建設の促進等により、自然環境及び農村環境と共生した安全で魅力ある住環境の形成を図る」(P59)とし人口に関する弱みに対応しています。 今後、個別計画を検討する際には、都市計画マスタープランで定めた方針に基づき、「弱み」を克服できるよう取り組んでまいります。
P52	P52 の表に「ゾーン」、「拠点・中心」、「軸」、「その他」と区分し更に名称、設定箇所、形成方針と表されていますが、それぞれの地域にも「ゾーン」や「生活拠点・中心」があると思います。絞った表現の解説(説明)を分かり易くして欲しい。	原案どおり	都市計画マスタープランは、都市全体の将来像を示し、都市づくりの目標を設定しています(P2)。P52に示されたゾーンや拠点・中心などは都市全体における骨格となる都市構造を表しており、都市全体の大きな枠組みを示すことを目的としています。そのため、個別の地域や地区に絞った説明はしていません。

P52	池野地区でいえば、「生活中心」扱いで大王寺、公園通りに商業・医療機能などの施設確保を促進とありますが、本年の 1 月に唯一の門前薬局が撤退し、医院も 3 月末で閉院することです。これによって市街化調整区域にあたる、玄海地区(玄海コミセン、岬コミセン、池野コミセン)は医療機関が全て無くなり、歯科医院 2 カ所が残るだけです。なぜ、大王寺と公園通りのみが医療機能の確保となっているのかなどの説明が欲しい。	原案どおり	大王寺と公園通りは、「生活中心」に位置付け、市街化調整区域内ですが、まとまりをもって開発された「郊外の住宅市街地を対象に、商業・医療機能などの日常生活に必要な施設を確保」(P52)することとしています。 一方で、玄海地区においては、池野、岬、牟田尻、深田、神湊を「地域中心」と位置付け、「生活するうえで必要最低限の機能を確保」することとしています。「生活するうえで必要最低限の機能」には、日常生活を送るうえで必要な商業機能や、医療機能も含まれます。 従って、大王寺と公園通りのみを医療機能の確保をする中心として位置付けておりません。
P52	商業施設について。昨年は、玄海ニュータウンが店舗誘致としていた用地を断念し分譲住宅になり数件建ちました。商業施設といっても池野地区では個人商店 1 軒、コンビニ 1 軒しかありません。 こういったことを把握したうえで危機感を感じ、「施設の確保」といった方針が出されたかなどの説明が足りないと思います。また、商業施設とは、どの位の規模なのかも知りたいところです。(示して欲しい) 市街化調整区域にある池野地区は人口の流入が極めて厳しい状況です。進出して来る医療機関や商業施設の目途があるのか、市が率先して取り組んでくれるのかなども示して欲しい。 隣のひかりヶ丘地区には、このような機能などの「立地促進」とありますが、狭い範囲の中で複数の医療機関、商業施設が見超えるのか。競合とかになれば厳しくなるのではないかと思います。	原案どおり	都市計画マスタープランでは、第 1 章の本市の商業機能を含め、様々な現況と課題を整理したうえで、将来都市構造を設定しております。本計画では「多極連携の集約型都市構造を形成する観点から多様な拠点・中心を設定」(P51)をしております。したがって、地域の特性(コミュニティ・センターが存する既存集落部や、まとまりをもった既成団地など)に応じてきめ細やかに拠点や中心を位置付けております。 池野地区においては地域中心や生活中心を位置付けることにより、具体的な土地利用の相談や、住民主体のまちづくりの機運が高まれば、都市計画提案制度を利用した地区計画の策定や優良田園住宅制度の活用を促し土地利用の誘導を通して、持続可能な地域づくりを目指していきます。 商業施設の規模としては、地域住民の日常生活を支える必要なサービスを提供する施設程度とし、大規模集客施設は抑制します。 商業施設や医療機関の立地については、民間企業の経済活動であるため、最終的に需要や採算性を考慮して、事業者が判断することになります。

P52	「拠点・中心」の形成方針の「推進」、「促進」、「確保」、「維持」、「強化」などの言い回しが言葉遊びにならないようにするには、意見を募集します、しましたといった形式ではなく地域住民にとっては大切な項目も多くあるので住民説明を丁寧に行う方がよいのではないのでしょうか。	原案どおり	今回のパブリック・コメントは「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」に基づき、幅広く市民等の意見を反映させるために実施しております。また、都市計画マスタープラン(案)については、外部の附属機関である国土利用計画等審議会にて意見を聴いたうえで、都市計画審議会にて答申を受け本市が定めることとしています。今後はさらなる疑問等(都市計画提案制度の活用方法など)がございましたら、ルックルック講座等で必要に応じ計画内容等を説明してまいります。
P78	第5章の景観についてです。八つのエリア配慮という言葉が多く出てきますが、外国人による解体業の進出が増えています。規則・基準のハードルを高くし、自然環境を守る取り組みの姿勢が感じ取れないので具体的な取り組みが感じられるように示して欲しい。	原案どおり	景観形成については、本市が有する多様な景観資源を保全・活用し、地域特性に応じた景観形成を推進しています。このため、P78の8つエリアの景観形成方針とともに、P58では、自然・田園的空間の山林の土地利用方針として、「本市を取り囲む山林や吉田ダム周辺の山林は、水源かん養や生態系の保持、大気浄化、都市防災そして本市固有の郷土景観を形成するなど多面的な機能を有していることから、これらの機能の保全を原則」としています。 従って、ご意見の自然豊かな環境の場における解体業を含めた全般的な土地利用については、環境保全を前提としつつ他法令を所管する関係機関と連携を図っていきたいと考えております。